

北海道告示第11364号

北海道が令和5年度において補助金等を交付する事務又は事業、補助対象経費、補助率等を次のとおり定める。

令和5年10月5日

北海道知事 鈴木 直道

(保健福祉部所管分 その14)

補助金等を交付する事務又は事業の名称及びその目的又は趣旨	補助対象者	補助対象経費	補助率等	交付申請書に添付すべき関係書類	実績報告書に添付すべき関係書類	交付申請書の提出部数、提出期限及び提出先	補助金等の交付に関する権限の委任	摘要
<p>1 実践的手術手技向上研修実施機関設備整備事業 道内の医療技術や医療の安全向上を図るため、遺体を使用した実践的な手術手技向上研修(サージカルトレーニング)の実施に必要な設備整備に対して予算の範囲内で交付する。</p>	<p>市町村等(地方独立行政法人及び地方公共団体の組合を含む。)及びその他知事が認めるもの。</p>	<p>実践的手術手技向上研修実施機関として必要な医療機器等購入費</p>	<p>2分の1以内 (寄附金その他の収入金があるときは、補助金等の額の算定に当たり、当該寄附金その他の収入金の控除等を行う。)</p>	<p>保福第1の2号様式 保福第1の16号様式 保福第1の18号様式 保福第1の20号様式 保福第1の32号様式 (申請者が地方公共団体である場合を除く。) 保福第33号様式 別に指示する様式</p>	<p>保福第1の2号様式 保福第1の30号様式 保福第1の31号様式 保福第33号様式 別に指示する様式</p>	<p>提出部数 正副2部 提出期限 別に指示する日 提出先 保健福祉部 地域医療推進局地域医療課</p>		
<p>2 地域医療勤務環境改善体制整備事業 医師の労働時間の短縮など勤務環境改善を図ることを目的として、予算の範囲内において補助する。</p>	<p>次のいずれかを満たす医療機関(ただし、地域医療体制確保加算を取得している場合を除く。) 1 救急医療に係る実績として、救急用の自動車又は救急医療用ヘリコプターによる搬送件数が、申請年度前年の1月～12月の1年間で1,000件以上2,000件未満であり、かつ地域医</p>	<p>医療機関が作成した「勤務医の負担の軽減及び処遇の改善に資する計画」に基づく総合的な取組に要する経費</p>	<p>2分の1以内 (寄附金その他の収入金があるときは、補助金等の額の算定に当たり、当該寄附金その他の収入金の控除等を行う。)</p>	<p>保福第1の2号様式 保福第1の16号様式 保福第1の18号様式 保福第1の20号様式 保福第1の32号様式 (申請者が地方公共団体である場合又は施設整備の場合を除く。) 保福第32号様式(施設整備の場合) 保福第33号様式(設備整備の場合) 別に指示する様式</p>	<p>保福第1の2号様式 保福第1の30号様式 保福第1の31号様式 保福第32号様式(施設整備の場合) 保福第33号様式(設備整備の場合) 別に指示する様式</p>	<p>提出部数 正副2部 提出期限 別に指示する日 提出先 保健福祉部 地域医療推進局地域医療課</p>		<p>書類は、総合振興局又は振興局の保健環境部長又は地域保健室長を経由すること(札幌市、小樽市、函館市及び旭川市の場合を除く。)</p>

療に特別な役割がある医療機関

2 救急医療に係る実績として、救急用の自動車又は救急医療用ヘリコプターによる搬送件数が、申請年度前年の1月～12月の1年間で1,000件未満の医療機関のうち、次のいずれかに当てはまる医療機関

(1)夜間・休日・時間外入院件数が、申請年度前年の1月～12月の1年間で500件以上であり、かつ地域医療に特別な役割がある医療機関

(2)離島、へき地等で、同一医療圏に他に救急対応可能な医療機関が存在しないなど、特別な理由の存在する医療機関

3 地域医療の確保に必要な医療機関であって、次のいずれかに当てはまる医療機関

(1)周産期医療、小児救急医療機関、精神科救急等、公共性と不確実性が

	<p>強く働く医療を提供している場合</p> <p>(2)脳卒中や心筋梗塞等の心血管疾患の急性期医療を担う医療機関であって一定の実績と役割がある場合など、5疾病5事業で重要な医療を提供している場合</p> <p>4 その他在宅医療において特に積極的な役割を担う医療機関</p>							
<p>3 分娩取扱施設設備整備事業</p> <p>身近な地域で安心して出産できる環境の整備を図るため、予算の範囲内で交付する。</p>	<p>市町村、日本赤十字社、社会福祉法人恩賜財団済生会、北海道厚生農業協同組合連合会、社会福祉法人北海道社会事業協会、その他知事が認める者</p>	<p>分娩取扱施設として必要な医療機器購入費</p>	<p>2分の1以内</p> <p>(寄附金その他の収入金があるときは、補助金等の算定に当たり、当該寄附金その他の収入金の控除等を行う。)</p>	<p>保福第1の6号様式</p> <p>保福第1の16号様式</p> <p>保福第1の18号様式</p> <p>保福第1の20号様式</p> <p>保福第1の32号様式</p> <p>(申請者が市町村の場合を除く。)</p> <p>別に指示する様式</p>	<p>保福第1の6号様式</p> <p>保福第1の30号様式</p> <p>保福第1の31号様式</p> <p>別に指示する様式</p>	<p>提出部数 1部</p> <p>提出期限 別に指示する日</p> <p>保健福祉部</p> <p>地域医療推進局地域医療課</p>		
<p>4 がん診療施設・設備整備事業</p> <p>地域住民のがん診療施設の確保、地域の医療機関相互の密接な連携と機能分担の促進及び医療資源の効率的活用を図るため、予算の範囲内で補助する。</p>	<p>日本赤十字社、社会福祉法人恩賜財団済生会、北海道厚生農業協同組合連合会、社会福祉法人北海道社会事業協会及びその他知事が適当と認める者</p>					<p>提出部数 正副1部</p> <p>提出期限 別に指示する日</p> <p>提出先 保健福祉部 健康安全局 地域保健課</p>		
(1) 施設整備事業		がん診療施設として必要な次の	0.33以内	保福第1の2号様式	保福第1の2号様式			

		<p>各部門の新築、増改築に要する工事費又は工事請負費</p> <p>1 診療棟 診察室、検査室、エックス線室、手術室、がん治療室等</p> <p>2 がん専用病棟 病室、診察室、処置室、記録室、患者食堂、寝具倉庫、バルコニー、廊下、便所等</p>	<p>(寄附金その他の収入があるときは、補助金等の額の算定に当たり、当該寄付金その他の控除等を行う。)</p>	<p>保福第1の16号様式 保福第1の18号様式 保福第1の20号様式 保福第1の32号様式 別に指示する様式</p>	<p>保福第1の30号様式 保福第1の31号様式 保福第32号様式 別に指示する様式</p>			
(2) 設備整備事業		<p>がん診療施設として必要ながんの医療器械及び臨床検査機器等の備品購入費</p>	<p>3分の1以内 (寄附金その他の収入があるときは、補助金等の額の算定に当たり、当該寄付金その他の控除等を行う。)</p>	<p>保福第1の2号様式 保福第1の16号様式 保福第1の18号様式 保福第1の20号様式 保福第33号様式 別に指示する様式</p>	<p>保福第1の2号様式 保福第1の30号様式 保福第1の31号様式 保福第33号様式 別に指示する様式</p>			
<p>5 人工腎臓装置不足地域設備整備事業</p> <p>人工腎臓装置不足地域に人工腎臓装置を整備し、透析医療の地域格差の解消を図り、もって医療の確保を図るため、予算の範囲内で補助する。</p>	<p>北海道知事が適当と認める者</p>	<p>人工腎臓装置購入費</p>	<p>3分の1以内 (寄附金その他の収入があるときは、補助金等の額の算定に当たり、当該寄付金その他の収入金の控除等を行う。)</p>	<p>保福第1の2号様式 保福第1の16号様式 保福第1の18号様式 保福第1の20号様式 保福第1の32号様式 保福第33号様式 別に指示する様式</p>	<p>保福第1の2号様式 保福第1の30号様式 保福第1の31号様式 保福第33号様式 別に指示する様式</p>	<p>提出部数 正副2部 提出期限 別に指示する日 提出先 保健福祉部 健康安全局 地域保健課</p>		<p>書類は、総合振興局長又は振興局長を経由すること（札幌市、小樽市、函館市及び旭川市の場合を除く。）</p>
<p>6 地域連携クリティカルパス広域活用システム整備事業</p> <p>道民が脳卒中等4疾病の発症から在宅療養まで</p>	<p>特定非営利活動法人北海道医療連携ネットワーク協議会</p>	<p>地域連携クリティカルパス（広域連携型パス）の開発、広域活用システムの設計、保守・管理、運営協議会及び研修会等の開催、その他、運用管理に必要な次に掲げ</p>	<p>10分の10以内 (寄附金その他の収入があるときは、</p>	<p>保福第1の2号様式 保福第1の16号様式 保福第1の18号様式 保福第1の20号様式 保福第1の32号様式</p>	<p>保福第1の2号様式 保福第1の30号様式 保福第1の31号様式 別に指示する様式</p>	<p>提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 保健福祉部</p>		

<p>の切れ目のない医療サービスを受けることができるよう地域連携クリティカルパスの広域活用システムを整備し、医療連携体制を構築することを目的として実施する事業に対して、予算の範囲内で補助する。</p>		<p>る経費 1 委託費 2 備品購入費 3 報償費 4 旅費 5 役務費 6 使用料及び賃借料 7 需用費（食糧費を除く。） 8 賃金 9 共済費 10 その他、知事が必要と認めたもの</p>	<p>補助金等の額の算定に当たり、当該寄附金その他の収入金の控除等を行う。）</p>	<p>別に指示する様式</p>		<p>健康安全局 地域保健課</p>		
<p>7 生活衛生営業活性化等対策事業費補助金 生活衛生関係営業の経営の活性化を通じて衛生水準及び地域福祉の向上を図り、合わせて利用者又は消費者の利益の擁護を図るため、予算の範囲内で補助する。</p>	<p>公益財団法人北海道生活衛生営業指導センター</p>	<p>公益財団法人北海道生活衛生営業指導センターが実施する生活衛生営業活性化等対策事業に要する経費のうち次に掲げるもの (1)報償費（謝金等） (2)旅費（交通費、日当、宿泊費等） (3)需用費（消耗品費及び印刷製本費等） (4)役務費（通信運搬費、広告料及び手数料等） (5)使用料及び賃借料（会場借上料、リース料等）</p>	<p>10分の10以内</p>	<p>保福第1の2号様式 保福第1の14号様式 保福第1の18号様式 保福第1の20号様式 保福第1の32号様式 別に指示する様式</p>	<p>保福第1の2号様式 保福第1の29号様式 保福第1の31号様式 別に指示する様式</p>	<p>提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 保健福祉部 健康安全局 食品衛生課</p>		
<p>8 生活困窮者自立支援機能強化事業費補助金 新型コロナウイルス感染症や物価高騰等の影響により生活に困窮される方々への対応、緊急小口資金等の特例貸付の借受人や生活困窮者自立支援金の受給終了者等へのプッシュ型によるフォロー</p>	<p>市又は福祉事務所を設置する町村</p>	<p>市、福祉事務所設置町村が行う生活困窮者自立支援の機能強化事業の実施に必要な次に掲げる経費 給料、職員手当等、報酬、共済費、報償費、旅費、需用費（消耗品費、印刷製本費、食糧費、燃料費、光熱水費、修繕料）、会議費、役務費（雑役務費、通信運搬費、手数料、保険料）、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、負担</p>	<p>4分の3以内 10分の10以内</p>	<p>保福第1の16号様式 保福第1の18号様式 保福第1の20号様式 保福第489号様式 別に指示する様式</p>	<p>保福第1の30号様式 保福第1の31号様式 保福第489号様式 別に指示する様式</p>	<p>提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 保健福祉部 福祉局 地域福祉課</p>		

<p>アップ支援等を強化するため、柔軟な相談支援を行うための体制強化等を行い、生活困窮者自立支援制度の機能強化を図ることを目的として、予算の範囲以内で交付する。</p>		<p>金、補助金及び交付金 ただし、市又は福祉事務所を設置する町村の正規職員の人件費（給料、職員手当等、共済費）は対象外</p>					
--	--	--	--	--	--	--	--